

山梨県公報

第二千八百八十一号

平成二十三年

十一月十四日

月 曜 日

目 次

山梨県民所得統計に関する特別調査の実施の一部改正……………七九一

救急病院等の認定……………七九一

家畜伝染病の発生……………七九一

家畜等の移動を禁止する区域の指定……………七九一

公 告……………七九一

随意契約の相手方の決定について……………七九二

富士川上流地域森林計画の案の縦覧……………七九二

富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………七九二

山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………七九二

公聴会の実施……………七九三

開発行為に関する工事の完了について……………七九三

告 示

山梨県告示第四百七十三号

山梨県民所得統計に関する特別調査の実施(平成五年山梨県告示第四百六十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

制定文中「昭和二十七年山梨県条例第十一号」第三条を「平成二十年山梨県条例第五十号」第三条第二項に改める。

三二(一)中「事業団」を削り、「国立大学法人」の下に、「公立大学法人」を加え、三二(二)中「日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百二十九号)」を「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成二十一年総務省告示第百七十五号)」に改め、「大分類D 鉱業」を削り、「大分類I 運輸業及び大分類K 金融・保険業」を「大分類H 運輸業 郵便業及び大分類

「金融業、保険業」に改める。
五中「配布及び回収は、郵送」を「配布は郵送又は電子メールの送信により、回収は郵送、電子メールの送信又はファクシミリ装置による送信」に改める。

山梨県告示第四百七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地

二 認定期間

平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

山梨県告示第四百七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	三	笛吹市八代町	平成二十三年十月十一日

山梨県告示第四百七十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

笛吹市八代町永井（全ての地域を含む）、笛吹市八代町南（神田、風池、真道沢、柿木田、弁才天、扇田、根岸、長崎、養老子、五里原、俣の上、俣の下、堀の内、二子塚、八王子、原、向原、塚の越、森の上南、山の神、池田、高田、雁甲、身洗沢、雨田、渋田、芦川田、泉田及び宮田の地域に限る）、笛吹市八代町大間田（坂東及び仲屋の地域に限る）、笛吹市八代町増利（上反田、反田、才の神、鎌田、東鎌田、五反田、沢又木、一町五反、欠の畑、塚越、東塚越、屋敷の内、儘上、間沢、山家田、御堂畑、角田、立石左り、目籠田、逢田、下御崎、東御崎及び清水河原の地域に限る）、笛吹市八代町米倉（竜着、砂田、三反田、米田、角田、向田、梓田、町屋、御所、今宮、天神原、土井原、大仏塚、前田、花田、金山及び夜長の地域に限る）、笛吹市八代町岡（横田、小原、上下原、下原、沢添及び鬼ヶ久保の地域に限る）、笛吹市境川町石橋（神田、四反田、向田、奥向田、北明永田、南明永田、北砂吐、南砂吐及び松の木田の地域に限る）、笛吹市境川町前間田（宮の前、久保田、新畑、浅川、石原田、俣の上及び仲坪の地域に限る）及び笛吹市境川町小山（曾利田の地域に限る）

二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
指定の期間 平成二十三年十月十二日から当分の間

四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を拡げる恐れのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

財務会計システムの機器更新に伴うデータ移行等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画県民部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十三年九月二十九日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 契約金額

八千四百五十二万五千円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 富士川上流地域森林計画の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川上流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、平成二十三年十一月十五日から同年十二月九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、平成二十三年十一月十五日から同年十二月九日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、平成二十三年十一月十五日から同年十二月九日まで縦覧に供する。なお、同

地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成二十三年十二月十三日（火）午後七時
- 二 開催場所 甲府市湯村三丁目五番二十号 甲府市北部市民センター
- 三 聴こごととする案件 甲府都市計画道路（新環状・緑が丘アクセス線）の変更について

- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十三年十一月二十八日（月）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市石和町唐柏字池田四四二の一、四四三、四四四、四四五の一、四四五の二、四五六の一、四五六の二、四五六の三、四五六の四、四五七、四五八、四六〇の一、四六一の一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六及び水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市酒折二丁目三番十一号 株式会社小野石材店 代表取締役 小野 京子

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番